

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03515

研究課題名（和文）ICT活用教育におけるコンテンツ利用をめぐる法的課題に関する総合的研究

研究課題名（英文）A Comprehensive Study on Legal Issues concerning Content Use in ICT Utilization Education

研究代表者

今村 哲也（Tetsuya, Imamura）

明治大学・情報コミュニケーション学部・専任教授

研究者番号：70398931

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、教育過程での著作権等の権利処理問題に関して現行制度の改善や新たな提案を行うための総合的研究を行うことにある。さまざまな調査により得られた知見に基づいて、改正された著作権法35条（学校その他の教育機関における複製等）に関して、「著作権者の利益を不当に害すること」にならない範囲など、同条をめぐる論点について解釈論を展開した。また、教育関係の利用分野における権利制限については、教育分野のフィールドとアクターの特殊性に配慮した規範形成が必要であるといった点を明らかにした。研究の成果については、書籍や論文として公表するとともに、学会での報告や講演を数多く行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、学校その他の教育機関における複製や公衆送信に関する著作権の制限を規定した著作権法35条の解釈論について検討したものであり、法解釈学の成果として学術的意義を有している。また、学校教育において、ICT活用教育におけるコンテンツ利用をめぐる法的課題を明らかにして、具体的な法的解決策を論じているため、具体的な教育の場面において有用な成果であり、この点において社会的意義を有するものである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to conduct comprehensive research to improve the current system and to make new proposals regarding the handling of copyright and other rights in the educational process. Based on the findings of various surveys, an interpretative theory was developed on the issues surrounding the revised Article 35 of the Copyright Act (Reproduction, etc. in schools and other educational institutions), including the scope of the article that does not "unreasonably prejudice the interests of copyright holders". In addition, with regard to the limitation of rights in the field of educational use, it was clarified that it is necessary to formulate norms that take into account the specificity of the educational field and the actors in it. The results of the research have been published in the form of books and articles, as well as numerous reports and invited presentations at conferences.

研究分野：知的財産法学

キーワード：ICT活用教育 コンテンツ 著作権 教育の情報化 授業目的公衆送信補償金

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

研究を開始した当初、日本政府は学校教育分野や社会教育分野における情報化を推進するための多種多様な取り組みを実施していた。しかしこの教育の情報化の過程で、著作権などの権利処理に関連するさまざまな問題が生じていた。具体的には、公益社団法人私立大学情報教育協会が行った「事前・事後学修における第三者のコンテンツ利用に関する教員アンケート結果」によると、他人の著作物を利用する際の許可を得る手続きが複雑であると感じていたり、許可を得ることをあきらめ、特定の教科書を使用したり、情報や URL アドレスのみを示すといった意見が見られていた(平成 27 年度第 4 回文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会参考資料)。著作権法は第 1 条の目的規定で「文化の発展に寄与する」ことを明記し、教育基本法も前文にて「新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことを宣言しているにも関わらず、教育の場における著作権の適切な権利処理のフレームワークが不在であり、教育の情報化の進行を阻害するという矛盾した状況に陥っていた。

このような状況を受け、当時、教育の場における制限規定を見直し、教育の情報化を更に進めるべきだという議論が持ち上がっていた。その一環として、政府の知的財産戦略本部は「知的財産推進計画 2016」において、デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築とともに、教育における著作権制度やライセンス体制に関する課題の検討と必要な対策の実施が必要であるとした。本研究は、情報化が進行し、ICT を活用したコンテンツ利用が増える中で、教育分野における著作権法的前提が変わりつつあること、そして政府レベルでの各種検討が行われているという社会的背景を考慮して実施されたものである。

2. 研究の目的

教育の情報化が進行している現在、情報通信技術 (ICT) を有効に活用した教育の推進が求められている。だが、教育過程でのコンテンツ利用が他人の著作権等に触れる可能性がある場合、許諾を得る手段が存在しないと、技術的に可能な最先端の教育実践が法的な問題で行えなくなる。また、著作権等の権利が法律上制約される場合もあるが、教員や生徒等は法律の専門家ではない。そのため、法律が許す利用範囲についての適切な解釈を求めるのは困難である。本研究の目的は、教育過程での著作権等の権利処理問題について、現行制度の改良や新たな提案をするための包括的な調査を行うことにある。具体的には、教育過程でのコンテンツ利用に関して、(1) 権利関係を巡る現状の整理、(2) 諸外国の法制度の状況、(3) 利用推進に向けた権利処理円滑化方策について、関係者への聞き取りや諸外国の制度状況の調査を通して、課題解決に向けた解釈論・立法論を提案する。

3. 研究の方法

本研究の具体的な内容は 3 つに分けられる。第一に、教育の過程でのコンテンツ利用に関する権利関係の現状を明らかにするという調査研究である。ここでは、ICT 活用教育の権利処理で顕在化する問題点を明らかにし、次年度以降の研究調査の方向性を明確にする。第二に、先の資料収集を前提に、海外の法制度の状況を、日本の制度との比較を念頭に置きながら整理する。最後に、著作物の種類や実務の慣行を考慮しつつ、ICT 活用教育でのコンテンツ利用を円滑に進めるための最適なモデルを提案し、課題解決に向けた立法論・解釈論を展開する。調査研究の具体的な方法としては、国内外の文献調査やヒアリングに基づく比較法的な考察が中心となる。そして、ICT 活用教育に関与する関係者との意見交換を通じた現状の把握も重要な部分を占める。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

この研究では、教育現場における ICT 活用による著作物利用と著作権との関連性を多面的に分析した。学校という教育現場は、著作物利用に関していくつかの特殊性を有している。具体的には、(1) フィールド、(2) プレーヤー、適用される (3) ルールという 3 つの観点から、著作物利用の特殊性を明確にした。

フィールドについては、全体規模とその多様性、初等中等教育機関の特性と市場規模、学校の閉鎖性・非営利性・公益性、そして授業目的利用と非授業目的利用の混在という観点から、その特性を明らかにした。プレーヤーについては、教育機関の多様性、法律上の基準年齢の違い、法解釈のリテラシーがあることを示した。そしてルールについては、著作権法 35 条の存在と、その周辺に判例法がないこと、そして在学契約・在学関係についての特殊性を明らかにした。

授業の過程における著作物利用については、教材の著作権問題、授業での他人の著作物利用類型、授業目的公衆送信補償金の重要要素、著作権法 35 条適用のフローチャートなどを示した。

また、35 条についての解釈論上の論点として、「公衆」の範囲、著作物の演出的利用の可否、著作物の全部利用の可否、権利制限の契約によるオーバーライド問題、運動会・文化祭のリアルタイム配信問題について考察を試みた。

また、学校における試験目的での著作物利用（定期テスト・入試問題と著作権）について、総合的評価用テストと 36 条の関連性、大学入試の問題作成における外部委託の問題についての分析を試みた。

学生・生徒による著作物利用については、未成年者による利用という特殊な側面があり、この観点から、学生による授業での著作物利用、未成年者である生徒が著作権を侵害した場合、教員等が責任を負うことがあるかどうか、そして、未成年者である生徒が著作権侵害をした場合の刑事責任についても考察を行った。

そして、学生・生徒への著作権教育のあり方についても、考察を行った。

（2）得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

これらの考察内容は、教育現場における著作物利用として実践的な意義を持つ。そのため、積極的に成果を公表することが重要であり、いくつかの雑誌に解説記事を発表し（例えば、英語教育専門誌『英語教育』において、「デジタル教科書時代に知っておきたい著作権 Q&A」と題する 6 回にわたる連載記事を掲載した）、学会や他の研究会で様々な報告を行った。包括的なものとして、著作権専門誌で「講演録 教育現場における著作物利用と著作権」と題した講演録を発表した。また、特に、35 条についての解釈論上の論点については、共著の書籍『教育現場と研究者のための著作権ガイド』で詳細に分析し、分かりやすく記述した。35 条についての法改正の経緯についても、「著作権法第 35 条に関する法改正について：国会での審議内容を踏まえて」と題する解説記事で分析を行った。

（3）予期しなかった事象から得られた知見等

研究期間中に、著作権法 35 条が改正され、授業目的公衆送信補償金制度が導入された。同改正の施行に先立って、著作物の利用者である教育機関と、権利者側との議論を促進する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が設置されたが、その有識者委員として委嘱されたため、同フォーラムの議論から多大な知見を得ることができた。とりわけ、こうしたフォーラムの合意形成により作成されるソフトローの役割について、事例として考察する機会を得ることができ、本研究にも生かすことができた。

しかも、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、上記改正の施行が前倒しになったが、その際、本研究の成果を生かす機会が増えた。特に、所属大学でも、急遽、Zoom などによるオンライン授業における著作物利用のガイドラインを作成する必要が生じたが、その際にも本研究の成果を生かすことができた。

（4）今後の展望

上記の著作物の利用者である教育機関側と、著作権等を保有する権利者側、そして有識者として構成される議論の場である「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」では、「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」を公表し、こうしたフォーラムとして画期的な成果を残した一方で、その後、利害の調整が困難な部分では議論が停滞している部分もみられる。残された論点について、研究者としてバランスのとれた解釈論を展開していくことは、社会的意義のある研究となると考えられる。

また、ICT 活用がさらに進みつつある教育現場であるが、現在、教育現場では AI（人工知能）の活用、そのなかでも生成系 AI と呼ばれるものの存在が、大きな問題となってきた。最先端の技術が教育に与える影響を、法的な側面から分析し、検討することが重要になってくるであろう。そして、最先端の技術が登場した場合における著作物の保護と利用の最適バランスを図るために法制度を、今後、立法論として考えなければならない場面も出てくるのではないかと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 743
2. 論文標題 著作権法とソフトロー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 38-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 741
2. 論文標題 著作物の利用許諾をめぐる議論	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 43-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 740
2. 論文標題 著作権契約法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 45-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 739
2. 論文標題 引用	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 74-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 738
2. 論文標題 柔軟な権利制限規定	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 42-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 736
2. 論文標題 公衆の概念	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 64-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 735
2. 論文標題 著作物の利用主体	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 52-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 71(6)
2. 論文標題 デジタル教科書時代に知っておきたい著作権Q&A [6・最終回] 英文を日本語に翻訳して使用する注意点は？	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 英語教育	6. 最初と最後の頁 33-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 71(5)
2. 論文標題 デジタル教科書時代に知っておきたい著作権Q&A [5] 書籍の表紙画像を使用する注意点は？	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 英語教育	6. 最初と最後の頁 33-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 71(4)
2. 論文標題 デジタル教科書時代に知っておきたい著作権Q&A 第4回 試験において英語の文章を使用する場合の注意点は？	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 英語教育	6. 最初と最後の頁 32-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 71(3)
2. 論文標題 デジタル教科書時代に知っておきたい著作権Q&A 第3回 著作権の保護期間が切れている作品を使用する場合の注意点は？	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 英語教育	6. 最初と最後の頁 48-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 71(2)
2. 論文標題 デジタル教科書時代に知っておきたい著作権Q&A 第2回 採択していない教科書のテキストを使用する注意点は？	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 英語教育	6. 最初と最後の頁 33-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 71(1)
2. 論文標題 デジタル教科書時代に知っておきたい著作権Q&A 第1回 アニメキャラクターを使用する注意点は？	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 英語教育	6. 最初と最後の頁 33-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 726
2. 論文標題 講演録 教育現場における著作物利用と著作権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 2-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 70(6)
2. 論文標題 端末利用で知っておきたい英語授業と著作物利用の留意点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 英語教育	6. 最初と最後の頁 89-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 34
2. 論文標題 権利の利用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 92-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 1154
2. 論文標題 著作権法第35条に関する法改正について：国会での審議内容を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 62-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 458
2. 論文標題 新法解説 平成30年著作権法改正の概要	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 57-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 242
2. 論文標題 国語テストと試験問題としての複製（国語ドリル事件：控訴審）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト（『著作権判例百選第6版』（有斐閣））	6. 最初と最後の頁 146-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 26
2. 論文標題 欧州における隣接権制度の動向（特集 著作隣接権制度の諸相）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 41-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村 哲也, 黒田 智昭, 桑原 俊	4. 巻 19
2. 論文標題 著作権法 (2018年学説の動向)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 年報知的財産法 2018	6. 最初と最後の頁 90-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今村哲也	4. 巻 -
2. 論文標題 教育の過程におけるコンテンツ利用と権利制限	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 第15回年次学術研究発表会予稿集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 6件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 学校における著作物利用をめぐる諸問題
3. 学会等名 日本知財学会第49回定例研究会 (大学発イノベーション分科会) (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 令和3年著作権法改正について
3. 学会等名 第二東京弁護士会 知的財産法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 教育現場における著作物利用と著作権
3. 学会等名 公益社団法人 著作権情報センター（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 教材における他人の著作物の演出的利用は著作権法35条の適用をうけるか
3. 学会等名 第18回日本知財学会 学術研究発表会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 改正著作権法35条の下でのライセンス・スキームに関する考察
3. 学会等名 日本知財学会第17回年次学術研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 著作権法35条を巡る法解釈論上の諸論点について - 平成30年著作権法改正後を見据えて -
3. 学会等名 日本知財学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 著作権法第35条に関する法改正について
3. 学会等名 第68回 東京大学著作権法等研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 新 35 条の解釈と今後の運用について
3. 学会等名 神戸大学大学院法学研究科主催シンポジウム「平成 30 年著作権法改正の意義とそのインパクト」（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 「教育の情報化について～新35条の解釈と今後の運用～」
3. 学会等名 明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム「平成30年著作権法改正の評価と課題」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 教育機関における著作物利用の円滑化に向けた提言
3. 学会等名 大学学習資源コンソーシアムフォーラム「著作権法改正後の教育現場における著作物利用環境を展望する」（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 今村哲也
2. 発表標題 教育の過程におけるコンテンツ利用と権利制限
3. 学会等名 第15回日本知財学会 学術研究発表会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 高林龍先生古稀記念論文集編集委員会編（掲載論文につき今村哲也）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 562
3. 書名 高林龍先生古稀記念論文集 知的財産法学の新たな地平（掲載論文名：イギリス著作権法における著作物性に関わる基本的概念 - 著作物の分類、固定性、オリジナリティについて）	

1. 著者名 上野達弘（編著者）、今村哲也、山神清和、横山久芳、谷川和幸、小島立	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 260
3. 書名 教育現場と研究者のための著作権ガイド	

1. 著者名 城所 岩生（編著者）、山田 太郎、福井 健策、生貝直人、今村哲也、張 睿暎、渡辺智暎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 株式会社インプレスR&D	5. 総ページ数 200
3. 書名 著作権法50周年に諸外国に学ぶデジタル時代への対応	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------